

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第14号

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として交付する佐用町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

(2) 住居費 次のアからウのいずれかに係る実費をいう。なお、住居費に付随して発生することが多い経費のうち、対象外等となるものは別表1のとおりとする。

ア 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用

イ 婚姻を機に新婚世帯が居住する目的で住宅をリフォームする費用

ウ 住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

(3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 新婚世帯の夫婦の合算した所得額（補助金交付申請時において発行される最新の所得証明書における所得額の合算額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の夫婦の合算した所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が、500万円未満であること。

(2) 対象となる住居が佐用町内にあること。

(3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

(4) 補助金交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が第2号の住居の住所になっており、かつ、引き続き佐用町内に居住する意思があること。

(5) 別表2による家賃補助又は住宅取得補助等を受けていないこと。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、この限りではない。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(7) 交付決定年度の前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定（他の自治体での決定を除く。）を受けた世帯であって、その受給額が、1世帯当たりの

補助上限額に達しなかったもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる費用(消費税及び地方消費税を含む。)は、住居費(夫婦又は夫婦のいずれかが勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は当該手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。以下同じ。)及び引越費用の合算額とし、1世帯当たり30万円(婚姻日における年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円)を限度として、予算の範囲内で交付する。ただし、住居費は、補助金交付申請時において現に居住している住居に係る費用に限る。

- 2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の対象となる費用は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用とする。
- 4 婚姻日より前に取得した住宅及び婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得又はリフォームした住宅であること。
- 5 住宅物件の賃借において、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用を含む。また、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日(賃貸借契約日)からの費用を含む。ただし、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は、婚姻後に生じた費用に限る。
- 6 婚姻前に行った引越しにあっては、結婚を機とした同居のための費用を含む。
- 7 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- 8 第3項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐用町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住居費における取得又はリフォームの場合に限る。)
- (3) 住居の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- (4) 住宅手当支給額の確認できる書類の写し(給与支給明細書等)又は住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- (5) 第2号及び第3号に規定する契約に基づく支払額と内容が確認できる領収書等の写し

(6) 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの（第3条第1項第1号に該当する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、令和7年3月31日までに申請書を提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認める場合は、佐用町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容に変更があった場合は、速やかに変更内容が確認できる書類を添えて、佐用町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、佐用町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 第6条の規定による交付決定又は前条の規定による変更交付決定を受けた交付決定者は、佐用町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）に住居費及び引越費用の領収書等（支払を証明できる書類）を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請者からの請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 前条の規定により町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、補助金の交付を受けた者は速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者又は交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日にその効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 この要綱の失効前に第5条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定その他の措置については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表1 (第2条関係)

経費	補助の取扱
<ul style="list-style-type: none"> ・土地購入代 ・住宅ローン手数料 	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場代(※1) ・物件の清掃代(※2入居前のクリーニング)、鍵交換代 ・更新手数料 ・光熱水費 ・設備購入代 ・火災保険料、家財保険料 	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・契約一時金、保証金 	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできる。

※1 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、家屋の賃貸借契約に基づく支払であり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となる。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とする。

※2 敷金、礼金と同様の性質を有する場合は、対象とできる。

別表2 (第3条関係)

併用の可・不可	補助区分	補助金名
併用できない補助金	町	<ul style="list-style-type: none"> ・若者住宅新築応援金 ・若者住宅取得応援金
	国等	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業

		<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業 ・ こどもエコすまい支援事業 ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 ・ 次世代省エネ建材支援事業 ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・ 住宅エコリフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
併用できる補助金	国等	<ul style="list-style-type: none"> ・ すまい給付金

様式第1号（第5条関係）

佐用町結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

申請者 郵便番号 〒
 住 所 佐用町.....

 氏 名
 電話番号 () -

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、添付書類を添えて補助金の交付を申請します。

続柄	姓 氏名	生年月日	収入の有無	勤務先等	住宅手当 (円/月)
申請者 (旧姓:)	年 月 日	有 ・ 無	Tel:	
		婚姻日時点で 満 歳			
配偶者 (旧姓:)	年 月 日	有 ・ 無	Tel:	
		婚姻日時点で 満 歳			
1 婚姻日（婚姻届日）		年 月 日			
2 経費内訳	住居費 【取得】	契約締結年月日	年 月 日		
		契約（支払）金額	円		
	住居費 【リフォーム】	契約締結年月日	年 月 日		
		契約（支払）金額	円		
	住居費 【賃貸】	契約締結年月日	年 月 日		
		敷金・礼金等合計	円		
		家賃・共益費等 (a)	月額	円/月	
		住宅手当 (b)	月額	円/月	
		実質家賃負担額 ((a) - (b)) × 月	月額	円 ×	か月 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日		
支払金額		円			
合 計					円
3 補助期間 ※ 今回補助申請する期間		年 月 から 年 月 まで 月分			
4 公的制度による家賃補助		<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び配偶者は、申請する対象経費について、他の公的制度による家賃補助を受けていません。			
5 同意事項		<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び配偶者は、本申請事項の確認のため、町が佐用町における住民登録情報・戸籍の婚姻日・所得額・納税状況を確認することに同意します。			

住宅手当支給証明書

佐用町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

印

〔 担当部課名
電話番号 〕

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所

氏名

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 住宅手当月額 年 月分 円 〕

(注意事項)

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
支給している場合は、佐用町結婚新生活支援補助金申請日の直近の住宅手当月額をご記入ください。
- 3 給与等の支払者が、公的団体の場合は「公印」を、法人の場合は「社印」を、個人事業主の場合は「代表者印」を押印してください。
- 4 給与所得者等が2人以上の場合は、この用紙をコピーして全員の証明を添付してください。

様

佐用町長

佐用町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった佐用町結婚新生活支援補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

住居費 【取得】	契約(支払)金額(A)	円
住居費 【リフォーム】	契約(支払)金額(B)	円
住居費 【賃貸】	敷金・礼金等合計(C)	円
	家賃・共益費等(D)	月額 円/月
	住宅手当(E)	月額 円/月
	実質家賃負担額(F) (D)-(E)×月	月額 円 × か月 = 円
引越し	支払金額(G)	円
補助金交付申請額合計(A+B+C+F+G)		円
補助金交付決定額		円

様式第4号（第7条関係）

佐用町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

申請者 郵便番号
住 所 佐用町
氏 名
電話番号
携帯電話

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
事業内訳の変更	住居費 【取得】	契約締結年月日	年 月 日
		契約（支払）金額（A）	円
	住居費 【リフォーム】	契約締結年月日	年 月 日
		契約（支払）金額（B）	円
	住居費 【賃貸】	契約締結年月日	年 月 日
		敷金・礼金等合計（C）	円
		家賃・共益費等（D）	月額 円/月
		住宅手当（E）	月額 円/月
		実質家賃負担額（F） (D) - (E) × 月	月額 円 × 円 = 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
支払金額（G）		円	
合計 (A+B+C+F+G)			円
その他の変更			
2 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 支払に係る領収書等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

様

佐用町長

佐用町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった佐用町結婚新生活支援補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

住居費 【取得】	契約(支払)金額(A)		円
住居費 【リフォーム】	契約(支払)金額(B)		円
住居費 【賃貸】	敷金・礼金等合計(C)		円
	家賃・共益費等(D)	月額	円/月
	住宅手当(E)	月額	円/月
	実質家賃負担額(F) (D)-(E)×月	月額 =	円 × か月 円
引越し	支払金額(G)		円
補助金交付申請額合計(A+B+C+F+G)			円
補助金変更交付決定額			円

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

佐用町長 様

〒

住 所 佐用町 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

佐用町結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付、佐健福第 号で交付決定のあった、佐用町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義は必ず請求者と同一にしてください。